

高石市教育委員会定例会会議録

(令和6年11月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和6年11月20日 午後2時00分
閉 会	令和6年11月20日 午後2時25分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 山 本 圭 作 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一 委 員 : 西 村 朋 恵
事務局職員	教 育 部 長 : 石 坂 秀 樹 教育部次長兼 教育総務課長 : 神志那 隆 教育部こども未来室長 : 家 村 美 雪 学校教育課長 : 山 崎 陽 子 社会教育課長 : 道 井 里 沙 教育総務課長代理 : 水 谷 亘 社会教育課参事 兼 課 長 代 理 : 舩 富 学 学校教育課参事 : 菅 原 庸 晴 学校教育課長代理 : 山 川 喜 三 学校教育課 教育研究センター所長 : 黒 井 将 典 こども家庭課長 : 乾 直 史 子育て支援課長 : 米 山 秀 公

議題及び議事の要旨及び議決事項

・ 議案第1号 高石市立総合体育館等指定管理者候補者の選定について

社会教育課長	<p>議案第1号「高石市立総合体育館等指定管理者候補者の選定について」説明します。</p> <p>本議案は、高石市立総合体育館の指定管理者候補者について、高石市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定に基づき選定するものです。</p> <p>まず、候補者選定委員会の状況について説明します。</p> <p>資料2ページの1の候補者選定スケジュールですが、8月1日に第1回選定委員会を開催し、指定管理者候補者の選定について諮問を行うとともに、公募にあたっての募集要項、仕様書等について各委員から意見をいただきました。</p> <p>次に、8月2日から10月15日までの間、指定管理者候補者の募集を実施しました。現場説明会は、8月13日に開催し、7団体の参加がありました。</p>
--------	---

	<p>また、8月2日から8月22日での間、質問の受付を行い、3団体22件の質問があり、8月30日に回答をホームページに掲載しました。最終的に10月15日までの応募期間内に2団体からの申請を受付しました。その後、10月29日に第2回選定委員会を開催し、応募2団体について、募集要項に基づき提出された申請書類等を選定基準に照らし、審査していただくとともに、プレゼンテーション及び質疑応答を実施しました。</p> <p>その結果、10月29日付けにて教育委員会に答申がなされています。内容については、3の選定結果のとおり指定管理者候補者として、たかいし未来創造パートナーズが適しているとの内容でした。</p> <p>選定理由としては、3ページ記載のとおり、子どもの宿題を見守る「宿題やつつけタイム」、鴨公園運動広場の大規模整備、市の事業への積極的な協力を提案されていることや新たな事業、収支計画や事業実績など総合的に判断し、たかいし未来創造パートナーズが最適の団体であるとの結論に達しました。</p> <p>続いて、③の指定管理者候補者選定委員会選定経過ですが、資料記載の(1)～(5)の5項目の評価基準に照らし、募集要項に基づき提出された申請書類の審査、プレゼンテーション及び質疑応答を実施しました。6名の委員の採点結果は、4ページの採点集計表のとおりとなっています。公募要項において、選定の最低基準点は、各員の総得点2,700点の100分の60で1,620点以上と設定していました。</p> <p>今回、6名の委員の総得点がA社は1,887点、たかいし未来創造パートナーズは2,158点でしたので、両社ともこの最低基準点を満たしています。</p> <p>次に、各委員の点数により、委員毎に順位を定め、1位が2点、2位が1点とする順位点で評価を行い、A社は6点、たかいし未来創造パートナーズは12点となっています。</p> <p>以上が指定管理者候補者選定委員会からの選定審査結果となっています。</p> <p>5ページには、選定委員会からの答申、6ページにたかいし未来創造パートナーズから提案のあった管理運営収支計画書を添付しています。</p> <p>高石市立総合体育館等指定管理者候補者の選定については、高石市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、たかいし未来創造パートナーズを指定管理者候補者とするとともに、管理を行わせる期間については、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としています。</p>
吉村文一委員	たかいし未来創造パートナーズは、現状の会社と同じですか。
社会教育課長	現行の指定管理者は、コナミスポーツ株式会社と近鉄ファシリティーズ株式会社の共同事業体となっています。今回のたかいし未来創造パートナーズも構成団体は、現行と変わりなく、名称が変わっただけです。
吉村文一委員	4ページの採点集計表では、全体的にたかいし未来創造パートナーズが高いのですが、管理経費の縮減が図られることの項目の「経費縮減のための工夫がなされるなど、効率的な管理の仕組みとなっているか」は、たかいし未来創造パートナーズが高くなっています。指定管理料の提案額が高いのにもかかわらず選ばれたということは、将来性や計画性がよかったということですか。
社会教育課長	委員ご指摘のとおり、「指定管理料の上限より提案額がどれほど縮減されているか」の項目の点数は、A社のほうが高くなっています。

	<p>この項目については、提案のあった指定管理料が上限よりどれくらい安く提案されているのか定量的に評価する項目で、委員さんが採点するのではなく、提案額により自動的に決定されるものです。</p> <p>指定管理料の提案額は、A社のほうが安く提案されており、50点の評価となっていますが、「収支計画は適正であるか。また実効性のあるものとなっているか」「経費縮減のための工夫がなされるなど、効率的な管理の仕組みとなっているか」の項目は、提案のあった事業も含めて選定委員が採点したもので、先ほど選定理由で説明した「宿題やつつけタイム」や「鴨公園運動広場の大規模整備」などの具体的な事業内容を踏まえて収支計画を勘案し、採点されたものです。</p>
吉村文一委員	<p>ということは、たかいし未来創造パートナーズの計画が現実味があって実効の可能性が高いという判断ですね。</p>
西村陽子委員	<p>選定理由の中で鴨公園運動広場の大規模整備がありますが、その経費は、指定管理料に含まれていますか。</p>
社会教育課長	<p>今回の指定管理の公募の際、鴨公園運動広場の整備について、提案し、その費用も指定管理料に含めて応募するよう要項に定めていましたので、指定管理料に含まれています。</p>
山本教育長	<p>今回の選定には、価格競争と技術競争の両方の提案をさせて、価格面は、A社の得点が高かったが、全体の技術面では、たかいし未来創造パートナーズのほうがよかったという理解でいいですか。</p>
社会教育課長	<p>はい。</p>
採決	<p>可決</p>

・議案第2号 市長からの意見聴取について

次長兼 教育総務課長	<p>議案第2号「市長からの意見聴取について」説明します。</p> <p>本議案は、令和6年第4回高石市議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められました件について、異議ない旨回答するものです。</p> <p>議案の内容について、説明します。</p> <p>本議案は、「高石市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について」で、この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的としています。</p> <p>以上、市長からの意見聴取の内容説明となります。</p>
西村陽子委員	<p>この条例ができて、教育委員会所管の業務の中で具体的に影響のあるところはどこですか。</p>
次長兼 教育総務課長	<p>基本、法律に基づくものについては、それに基づき行っていますが、今回の条例準拠の手続きにおいて、教育委員会で該当する事務は、就学援助の制度になると考えています。</p>
吉村文一委員	<p>こういう情報通信技術を活用した申請というのは、本人の確認が大事だと思いますが、市としては、やはりマイナンバーカードを一義に使用するというのが前提ですか。</p>
次長兼 教育総務課長	<p>現在、本人であるということを確認できる電子署名は、マイナンバーカードと考えています。</p>
山本教育長	<p>従来の紙ベースでの申請と電子での申請も受け付けるという理解でいいですか。</p>

次長兼 教育総務課長	はい。
採決	可決

・報告第1号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	本報告は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、16ページ、17ページ記載の学校教育課3件、社会教育課17件の合計20件の報告をするものです。
山本教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第2号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	令和6年10月9日から令和6年11月19日までの当委員会関係諸行事について説明。
山本教育長	報告があったものとして処理します。